

1. 博士論文全文のインターネット公表に向けた手続きについて

2015 年 11 月 4 日、10 日、12 日

大学院課

学位規則（文部科学省令）が一部改正され、2013 年 4 月以降に博士の学位（課程博士・論文博士）を授与された者は、博士論文全文についてインターネットを利用して公表することが義務づけられました。

本学において博士学位を授与された方は、当該博士論文全文を、学位を授与された日から 1 年以内に本学の「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」を利用してインターネット公表する必要があります。

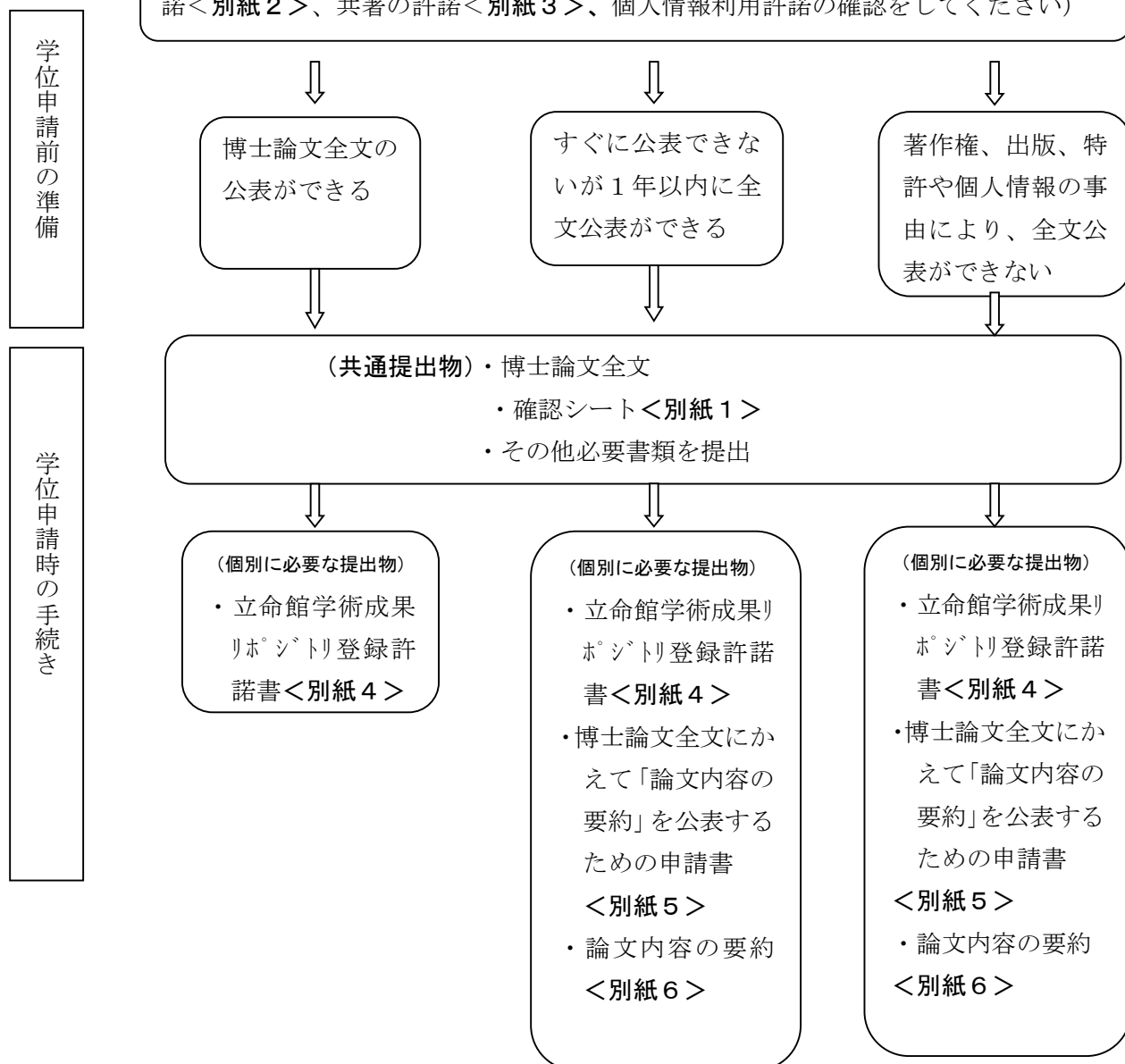
著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約）を公表していただくことになります。

2. 博士論文全文のインターネット公表（事前準備）

博士課程後期課程 1 回生～3 回生の時期に、将来的に博士論文を構成する副論文や、博士論文に関する主な研究成果（学術誌査読論文（ジャーナル））を作成する際、以下の点について事前準備を行ってください。

- ① 論文を投稿した学会等に著作権が譲渡されている場合には、著作権等の必要な「許諾」を得るなどの準備を行ってください。
- ② インタビュー・アンケート内容を論文にまとめる際には、適切な個人情報の取り扱いに注意してください。
- ③ 理工系においては、企業の特許等に関わる研究分野の場合、論文のインターネット公表に関わる留意点を確認してください。
- ④ 著作権等にかかわる講習会やガイダンスについて、積極的に出席してください。

3.



博士学位の申請を予定されている方は、学位申請時に、「博士論文全文のインターネット公表に関する『確認シート』」＜別紙 1＞を提出してください。

この「確認シート」の提出にあたっては、博士論文全文を学位授与後にインターネットを利用して公表（以下、博士論文インターネット公表）できるかどうかを確認し、著作権、特許、秘密情報、個人情報等（以下、著作権等）に関する「許諾」＜別紙 2、3＞）を得るなどの必要な手続きをしてください。

本学リポジトリにおいて学位論文を公表する際、学位授与者の許諾書が必要となりますので、「立命館学術成果リポジトリ登録許諾書」＜別紙 4＞を提出してください。

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、論文内容の要約を公表していただくことになりますので、学位授与申請後速やかに「博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書」＜別紙 5＞を提出してください。論文内容の要約については＜別紙 6＞を参照願います。

<別紙1>

博士論文全文のインターネット公表に関する「確認シート」

<チェック項目> 下記の各項目について、いずれかに○印をつけてください。

☐ 博士論文全文を本学機関リポジトリで公表できますか。

- ①インターネット公表していないので、リポジトリで公表する。
②インターネット公表しているが、リポジトリでも公表する。
③インターネット公表しているので、リポジトリで公表しない。

☐ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用による公表ができない内容を含みますか？

- ①含まないので公表できる ②含むので公表できない ③現在確認中

☐ 博士論文に関わる学術論文や著書を公刊、または公刊予定（出版契約や掲載証明等がある場合）の学協会や出版社から、博士論文インターネット公表の許諾等が得られず、博士の学位を授与された日から1年以内にインターネットの利用による公表ができない（あるいは困難）ですか？

- ①公表できる ②公表できない ③現在確認中

注：なお、自分の論文に他人の論文を引用する場合は、著作権法第32条第1項により、「公正な慣行に合致するものであり、かつ、正当な範囲」であれば、自由に行うことができます。ただし、この引用は、1) 自分の著作物が「主」であること、2) 自分の著作物と他人の著作物とを明確に区別すること、3) 引用の出所を明示すること、などのルールにしたがって行う必要があります。

☐ 博士論文に関わって学協会や出版社に投稿した学術論文が共著論文であり、他の共著者全員から博士論文インターネット公表の許諾等が得られず、博士の学位を授与された日から1年以内にインターネットの利用による公表ができない（あるいは困難）ですか？

- ①公表できるまたは該当しない ②公表できない ③現在確認中

☐ 博士論文に個人情報が含まれるが、個人情報の提供者から、個人情報保護等の理由により、インターネット公表の許諾等が得られず、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用による公表ができない（あるいは困難）ですか？

- ①公表できるまたは該当しない ②公表できない ③現在確認中

<チェック結果をふまえた今後の取り組み>

チェック結果		今後の取り組み
☐ 上記5つの項目は、全て「公表できる」または「する」であり、「博士論文全文」のインターネットによる公表ができる。	⇒	・学位授与が認められた後、本学リポジトリに登録するため、博士論文・許諾書を提出いただくことになります。
☐ 上記5つの項目の内、1つ以上「公表できない」または「公表しない」の項目があるため、インターネットによる公表ができない。	⇒	・やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、論文内容の要約を公表していただくことになります。

※「現在確認中」に○印をされた方は、確認完了後すみやかに大学に報告してください。

所属（審査）研究科：

研究科

学位申請者氏名：

※上記のチェック内容について指導・確認しました。

指導教員氏名（自署）：

確認日

年

月

日

※乙号の場合は主査が記入

4. 著作権等の必要な「許諾」を得る手続きをしてください

①著作権について

著作権とは、著作物（思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、例：学術論文）を排他的に支配しうる権利のことで、特許権や工業所有権などと並んで、無体財産権（知的所有権）の一種です。

また、著作権は、出版・放送などの著作物利用の態様に応じて著作者に与えられる権利の総体をいい、この権利から派生的に生ずる権利として、著作権法等では、例えば、複製権、公衆送信権、譲渡権（映画著作物を除く）、貸与権（映画著作物を除く）などの権利を承認しています。

このように、著作物は著作権法によって保護されています。したがって他人の著作物を原稿の一部として“転載”する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要です。また、自分の著作物の利用であっても、著作権が他人に譲渡されている場合は、譲渡先の著作権者（たとえば学協会など）の許諾を必要とします。

対応が不十分な場合、利用許諾の取り消しや損害賠償請求を求められることがありますので、適切な対応によるリスク回避を行う必要があります。

②著作権に関する許諾について

- ・学術論文は、投稿や査読等の段階で、著作権が学協会や出版社に譲渡されるケースが多くあります。このようなケースにおいては、学協会に投稿した学術論文の著作権に関しては、学術論文の最終原稿が学協会に投稿された時点で学会に帰属することになります。
- ・したがって、学位申請者が博士論文インターネット公表を行うに際しては、学協会や出版社に対して、複製権・公衆送信権の許諾を得る必要があります。

③学協会や出版社に対する利用許諾の確認について

著作権が学協会・出版社に譲渡されていても、利用許諾が得られればインターネット公表ができます。学位申請者は、学位申請後（または学位申請前に）速やかに学協会・出版社の著作権ポリシーを確認して、博士論文インターネット公表を行うために必要な利用許諾を得てください。

なお、学協会の著作権ポリシーについては、下記の「学協会著作権ポリシーデータベース：SCPJ」で検索することができます。

<URL : <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp>>



in Japan	
ポリシーの検索結果	
学協会詳細情報 公益社団法人応用物理学会	
名称	公益社団法人応用物理学会 (The Japan Society of Applied Physics)
研究分野	理学 / 工学
ポリシー	■ Blue (査読後論文のみ認める)
出版社版の利用	出版社版は利用できません
公開場所	機関リポジトリ
公開条件	権利表示を行うこと 出典表示を行うこと 出版社版へのリンクを表示すること 事前に照会を行うこと 第三者による機関リポジトリに掲載された著作物の利用は、私的利用(著作権法第30条)および引用(著作権法第32条)の範囲内に限られる旨の表示を行うこと
備考	公開希望論文が下記の条件を満たしている場合に限り、機関リポジトリ等での公開を認める。 (1) 公開の要請が著者によってなされること。 (2) APEXまたはJAPの場合には、APEX/JAPを購読している機関であること。 (3) Optical Reviewの場合には、日本光学会の特別会員BまたはC、もしくは賛助会員でOptical Reviewを購読している機関であること。 (4) 著者最終原稿を公開し、英文誌掲載版PDFは公開しないこと。 (5) 論文掲載情報(巻、号、ページ等)を表示すること。 (6) 英文誌オンライン版の当該論文へのリンクを表示すること。 (7) 著作権が応用物理学会に帰属することを明示すること。
データ確認日	2011/05/16
WebサイトURL	http://www.jsap.or.jp/
公益社団法人応用物理学会の学会名簿はこちら	

◎学協会著作権ポリシーデータベースのポリシー区分

- Green 査読前論文・査読後論文どちらでも掲載を認める
- Blue 査読後論文のみ掲載を認める
- Yellow 査読前論文のみ掲載を認める
- White 掲載を認めない
- Gray 方針が未定もしくは未回答

<ポリシー確認後の対応>

Green、Blue : 博士論文インターネット公表可能

注1 : 利用許諾条件(公開条件)が設定されているケースは、その条件を確認してください

注2 : 利用許諾にあたって、申請書の提出が必要な場合は、申請書を提出してください(例: 下記 <見本> 参照)

Yellow、White、Gray : 学協会に確認をする必要がありますので、学位申請者自らが問い合わせ等をしてください。なお、確認が困難な場合は、学位申請をされた研究科事務室までご相談ください。

<別紙2>

<申請書の提出を求める学協会（見本）>

〇〇年 〇〇月 〇〇日

公益社団法人 〇〇学会

〇〇 〇〇委員長 殿

機関リポジトリへの論文掲載申請書

貴学会所有の下記著作物を機関リポジトリにて保存・公開する許可をいただきたく、申請いたします。

掲載先（以下、本掲載先）

機関リポジトリ名：立命館学術成果リポジトリ

URL：<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/>

管理者名（責任者名、サーバ管理団体など）：立命館大学図書館長 二宮周平

掲載論文（以下、本論文）

Journal title:

Volume / year / I D （開始ページ）： / /

Article title:

Author'(s)

申請者

氏名：

大学名、企業名、団体名：

所在地：

電話番号：

F a x 番号：

e-mail address

公開にあたっては下記の事項を遵守いたします。

1. 本掲載先以外には掲載しない。
2. 本論文の営利目的の利用を行わない。

申請者署名： _____

機関リポジトリへの論文掲載許可書

_____様

本掲載先への本論文の掲載を許可します。

年 月 日

公益社団法人 〇〇学会 〇〇委員長

④共同著作権に関する利用許諾の確認について

- ・共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない（著作権法第 65 条第 2 項） となっています。
- ・したがって、学外研究者も含めた全著者の許諾が必要となりますので、下記 **共著での許諾書**を学位申請後速やかに提出してください。

<別紙 3>

共著での許諾書（見本）

同意承諾書

〇〇〇〇氏提出の博士論文中、私と共著（共同研究）の下記部分については、〇〇〇〇氏の博士論文とすることを承諾いたします。

また、(どちらかにチェックを入れてください)

- ☐ 本文全体を「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」にしたがって、「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。
- ☐ 本文全体を公表することには承諾せず、代わりに学位申請者作成の「論文内容の要約」について「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。

記

- (1) 昭和〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇雑誌 〇〇巻 〇〇～〇〇頁
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 (著者名を論文の通りにすべて列挙)
- (2) 平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇学内誌 〇〇号 〇〇～〇〇頁
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 (著者名を論文の通りにすべて列挙)
- (3) 平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇学会誌 〇〇月号〇〇～〇〇頁
に公表予定
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 (著者名を論文の通りにすべて列挙)

2000年00月00日

共著者（共同研究者）

氏名 ①

(自 署)

⑤個人情報に関する利用許諾の確認について

博士論文の中に個人情報が含まれている場合は、個人情報保護の観点から必ず個人情報を提供した個人や団体に対して、インターネット公表することについて許諾を得てください。なお、許諾を得ることが困難な場合は、学位申請をされた研究科事務室までご相談ください。

立命館学術成果リポジトリ (R-Cube) 登録許諾書

年 月 日

立命館大学図書館長 殿

著作者氏名：

印

(自署の場合は印鑑不要)

所属（審査）研究科：

研究科

学生証番号：

(乙号の方は記入不要)

連絡先

Tel：

携帯電話：

e-mail：

論文題目	
種別	☐ 博士論文 ☐ 論文内容の要約
論文 (PDFデータ) 提出日	年 月 日
電子公表の可否	上記博士論文の電子データについて「立命館学術成果リポジトリ (R-Cube)」に登録・保存し、インターネットの利用により公表することを許諾します。登録されたデータについては、「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」に従って運用されることを承認します。登録により生ずる下記についても併せて許諾します。 ・ 利用者が全文をダウンロード、印刷すること。 ・ 国立情報学研究所が実施する学術機関リポジトリ構築連携事業において収集・保存・提供されること。 ・ 国立国会図書館において収集・保存・提供されること。 公表時期 ☐ 学位授与後 ☐ 期日指定 (学位授与日から 月 月以降) 備考：

<別紙5>

博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書

年 月 日

立命館大学長 殿

博士論文を「立命館学術機関リポジトリ (R-Cube)」において公表することについて、以下の事由により、その内容を要約したものに代えることを申請します。

なお、不利益ないし特別の事由が解消し、公表が可能になった日にインターネットによる公表を行います。

☐ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む

☐ 博士論文が、著作権保護、個人情報保護、特許等の理由により、博士の学位を授与された日から一定の期間、インターネットの利用により公表することができない内容を含む

☐ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から一定期間生じる

※「不利益が解消し、公表が可能な日： 年 月 日以降」

☐ その他、特別な事由がある一定の期間、インターネットによる公表ができない場合

※「特別の事由が解消し、公表が可能な日： 年 月 日以降」

所属（審査）研究科： 研究科

氏名：

（自署の場合は印鑑不要）

<別紙6>

博士論文全文に代わる論文内容の要約について

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約）を公表していただくことになります（博士学位申請時に提出する「主論文要旨」とは異なりますので、ご注意ください）。

論文内容の要約については、各研究科共通の項目として以下のように設定しています。この項目をふまえ、研究科ごとに要約内容の考え方を設定していますので、各研究科事務室に相談してください。

「論文内容の要約」項目

- ① 題名
- ② 全体要旨
- ③ 目的と章構成
- ④ 各章要約
- ⑤ まとめ（結果・考察）
- ⑥ 主な引用文献・参考文献

提出時期：口頭試問までに各研究科事務局へ提出すること。

立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン

(目的)

第1条 この運用ガイドラインは、立命館大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動において作成された学術情報等（以下「学術情報等」という。）を学内外に広く公開することにより、本学の研究活動の推進と教育活動の支援を図るとともに、学術研究の一層の振興に貢献することを目的として、立命館大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に係る事項を定める。

(定義)

第2条 リポジトリとは、本学において作成された学術情報等を図書館が収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を行い、学内外に無償で公開するものをいう。

(登録の対象となる学術情報等)

第3条 登録対象となる学術情報等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果または研究・教育に関わる資料であること。
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) ネットワークを通じて配信できること。

(対象者)

第4条 リポジトリに学術情報等を登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該学術情報等の作成に関与した本学の在籍者および過去に本学に在籍したことのある者
- (2) (1) を構成員に含む団体
- (3) 本学から学位を授与された者
- (4) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録された学術情報等の利用)

第5条 図書館は、次に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術情報等を利用することができる。

- (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の者に無償で送信する。
- (3) 複製物のバックアップおよび利用のための複製を行う。

(リポジトリへの登録)

第6条 登録を希望する者または団体（以下「登録者」という。）は、第7条に定める事項を遵守して、登録対象となる学術情報等について著作権帰属者の許諾が得られていることを証明する書面等を図書館長に提出しなければならない。

(登録する学術情報等の著作権等に関する事項)

第7条 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者のみに帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する。

2 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者を含む複数の者に帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する全員より予め取得して登録手続をしなければならない。

3 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者以外の者に帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する者より予め取得して登録手続をしなければならない。

4 リポジトリに登録する学術情報等の公開が登録者以外の者の肖像権または個人情報に関する権利と抵触す

る場合には、登録者は肖像権または個人情報に関する権利が帰属する者より、公開についての同意書を予め取得して登録手続をしなければならない。

5 リポジトリに登録する学術情報等について、登録者は出版社の著作権、その他登録、公開に係る支障の無いことを予め調査して登録手続をしなければならない。

6 リポジトリに登録された学術情報等の著作権は、登録後も著作権者に帰属し、図書館は、第5条に定める利用を超えた利用を一切することができない。

(登録の拒絶)

第8条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、当該学術情報等をリポジトリに登録することを拒絶できる。

(1) 当該学術情報等の内容が他の者に帰属する著作権を侵害する場合

(2) 当該学術情報等が公序良俗に反する内容を含み、または社会的にみて著しく不適切な内容である場合
(公開)

第9条 図書館は、提供された学術情報等をサーバ上に登録、保存し、ネットワークを通じて公開する。

(削除・非公開)

第10条 リポジトリに登録する、または既に登録された学術情報等が次の各号のいずれかに該当する事由がある場合、当該学術情報等の一部または全部を削除または非公開とする。

(1) 削除・非公開の申請があった場合

(2) 他者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合

(3) 公序良俗に反する内容を含み、または社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合

2 前項の削除または非公開は、図書館長がこれを行う。

3 第1項第1号に定める非公開の申請があった場合でも、目録情報については登録時からすべて公開する。

(利用条件)

第11条 リポジトリに登録された学術情報等を利用しようとする者は、その利用に際して次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 著作権法等の法令の定める条件

(2) 公開される学術情報等が、リポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

第12条 リポジトリでの学術情報等の登録、公開または利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(その他)

第13条 この運用ガイドラインに記載されていない事項またはこの運用ガイドラインに関して疑義が生じた事項については、必要に応じて、登録者と図書館長が別途協議する。

(改廃)

第14条 この運用ガイドラインの改廃は、図書館委員会がこれを行う。

附則 この運用ガイドラインは、2010年4月1日から施行する。

以上

立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会 人を対象とする研究における個人情報保護のための手引き

研究実施にあたって収集する個人情報、研究データの取り扱いは適正に行なう必要があります。個人情報の漏洩は、研究対象者の権利利益の侵害に繋がりますが、一方で、適切に研究データを保管していないと、例えば発表論文に対して研究不正の疑義が呈されたときなどに説明できなくなります。

本手引きでは、ガイドラインに沿った運用の例をお示しいたします。研究データの匿名化は、扱うデータの内容によっては作業が難しいことも想定されますが、個人情報保護の観点から、そういったデータは尚のこと厳重に管理することが必要です。

1. 用語解説；

①個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（ここまで、個人情報の保護に関する法律より）。“生存する個人”以外の情報でも、内容によっては同様に考えることがある。

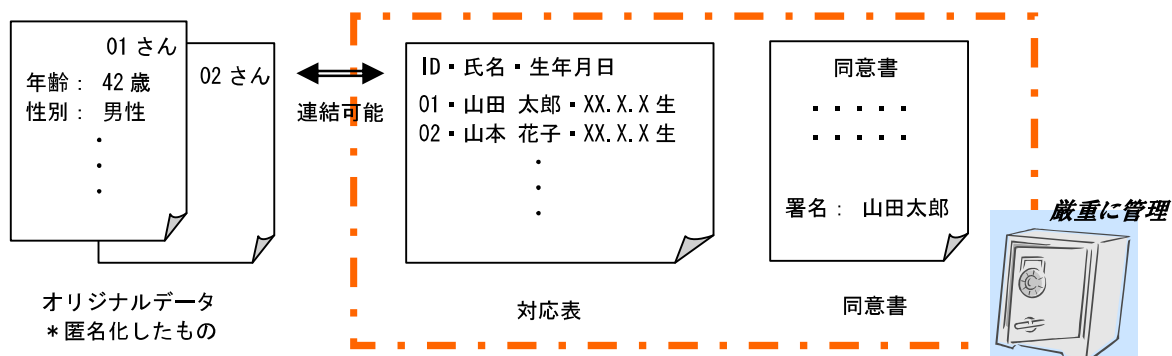
②匿名化

個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。資料に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、その人が識別できないようにすることをいう。（疫学研究に関する倫理指針より）

2. 個人情報の保護のための手引き；

① 連結可能匿名化

オリジナルデータから個人が識別できる情報を取り除き、新たに ID 等をつけて匿名化します。ID に対応した対応表を別に管理し、どれが誰のデータか分かるようにします。こうして“連結”させることで、研究対象者からデータ開示・廃棄の請求があった場合に対応できます。



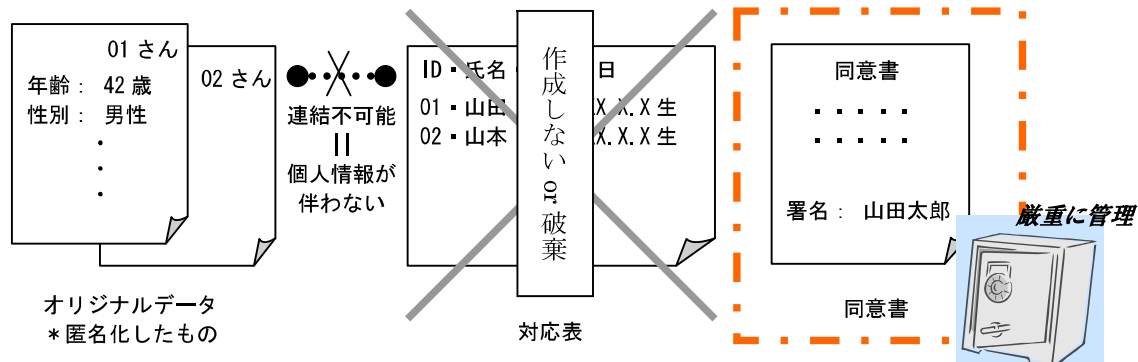
② 連結不可能匿名化

オリジナルデータから個人が識別できる情報を取り除き、新たに ID 等をつけて匿名化し、対応表は作成しません。（あるいは、連結可能匿名化をしているデータの対応表を破棄することで連結不可能匿名化をします。）こうすることで、個人情報の伴わない研究データにすることができます。

原則として、研究が終了（開示請求に対応する期間が終了）した段階にて連結不可能匿名化することが望ましいとされています。

尚、（連結不可能匿名化された）研究データの保管期間については、学会や発表するジャーナルにて期間を定めているものがありますので、それに従う必要があります。（学会によっては、開示請求に対応するための期間を定めているところもあります。その場合は、①の連結可能匿名化で保管します。）

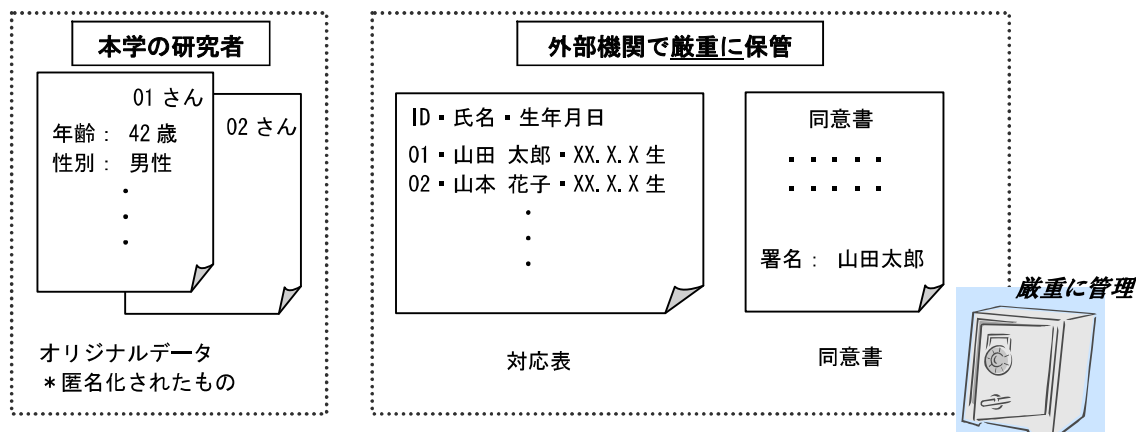
また、その期間を経過しても、根拠のない研究不正の疑いに対応しなくてはならないことは起こり得ますので、そういったことも考えて、研究データは保管しましょう。



③ 外部提供機関で匿名化

- 既存データのうち匿名化されたデータのみを提供していただき、研究者にて個人情報を取り扱わない
- 該当研究の目的でデータを収集するが、調査会社等でデータを取得管理し、匿名化されたデータのみが研究者の手元に届く

個人情報の管理は外部機関が行なうこととなり、研究者に個人情報を流出させる危険性は伴いません。研究対象者に説明をする際は、その外部機関でいつまで対応表を保管しているのかを確認した上で、開示請求が可能な期間について説明することが必要です。



④ 匿名化しない

発表を実名で行なうことは、研究対象者のプライバシーを公開することとなりますので、その必要性があるのかについて十分に検討し、より丁寧な説明を行なった上で同意を受ける必要があります。また、その場合であっても、個人情報を付して研究データを保管することは、個人情報流出の危険が常に伴うため、厳重な管理が必要です。



立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会
人を対象とする研究における個人情報保護のための手続き

⑤ その他（個人情報を収集しない、匿名化できない資料を収集する、等）

a) 匿名化できない資料を収集する、あるいはデータを匿名化して管理する方法がなじまない。

データ収集時に匿名化する方法がなじまないとしても、発表は個人が特定されないようにして行ないます。また、研究データに氏名等を残さなくても、情報から個人が特定できるものであれば、個人情報と同様に厳重に管理する必要があります。また、発表において個人が特定される可能性がある場合、その可能性について研究対象者に説明しておくこと、あるいは記述方法を工夫し、情報を組み合わせても個人が特定されないように配慮することが重要です。



b) 映像資料等、実質的な匿名化が不可能なもの。

映像等を研究成果として使用する場合、映像等の公開によって研究対象者が特定される可能性があります。また、撮影場所や氏名を付して発表するのか、どういったところに発表するのか、インターネット上に公開されるのかといった条件によっても、研究対象者が特定される可能性は変わってきます。研究対象者にはより丁寧に説明し、研究者の理解との齟齬がないようにしておくことが重要です。



c) 無記名アンケートなど、個人情報を収集しないもの。

研究対象者の意思に回答が委ねられており、同意書への氏名記入が唯一の個人情報の収集にあたり、また、回答内容に心理的苦痛等が想定されず同意撤回が想定されない場合等は、同意書に署名を求めることは必ずしも必要とはされません。（アンケートへの回答をもって、同意とみなすことができます。）

この場合においても、研究内容等について充分に説明すること、可能な範囲でデータの取り扱いについて説明することが重要です。

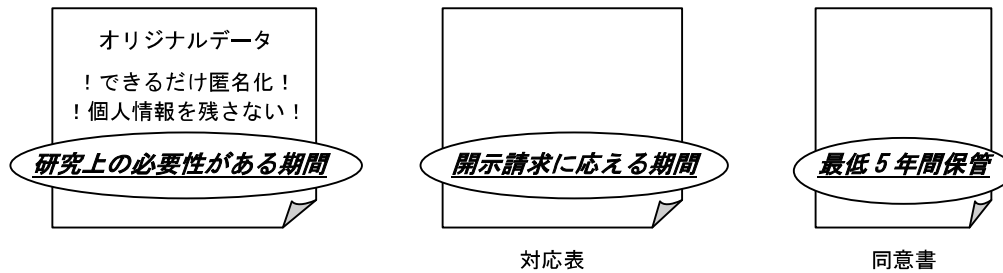
無記名アンケート

本研究の目的は・・・
・
・
・
ご同意いただける場合は
ご回答ください。
・
・
・

オリジナルデータ
*個人が特定できないもの

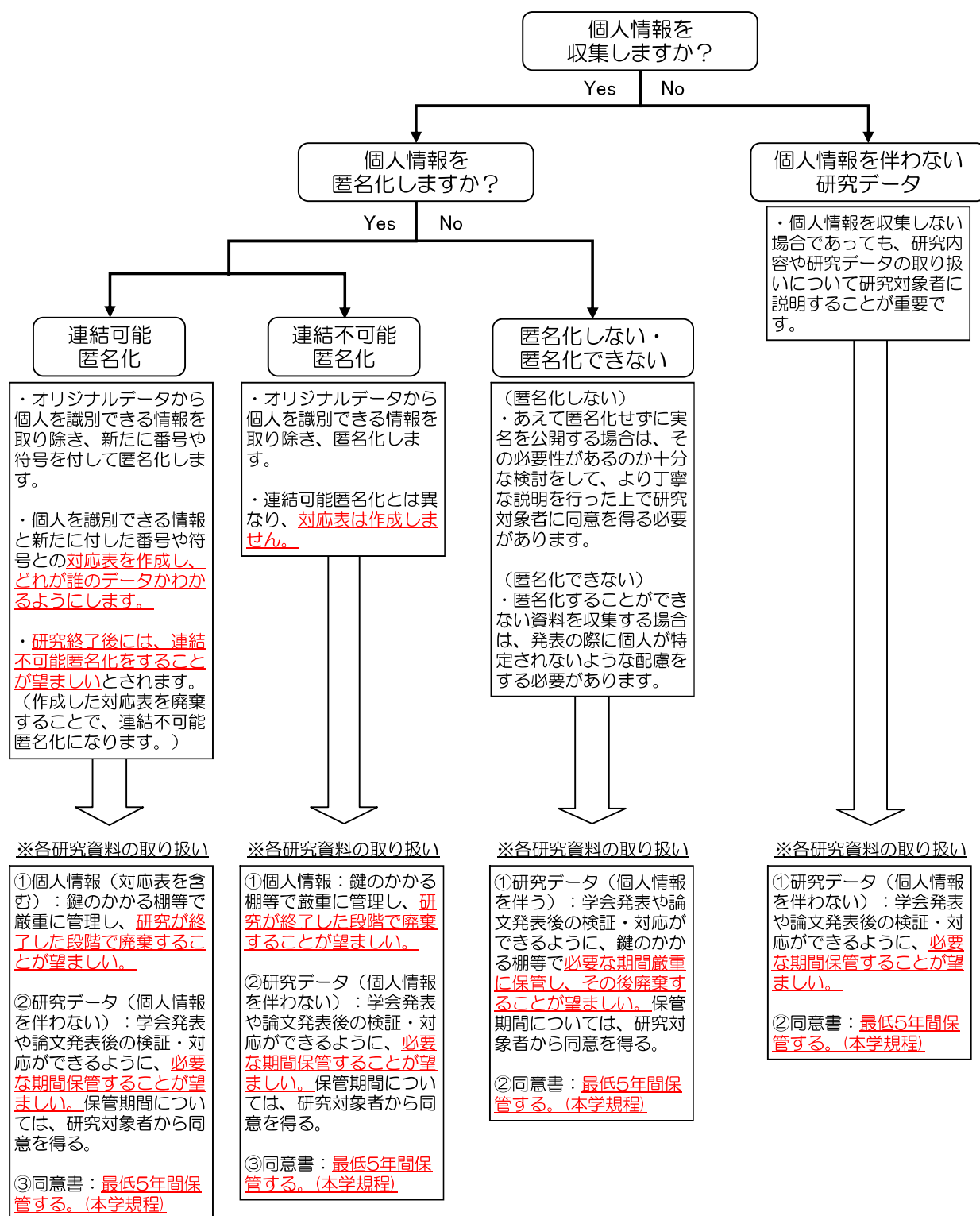
* 個人情報に伴わない研究データであっても研究対象者から頂いた貴重な資料です。データ流出、紛失がないよう、適切に管理しましょう。

3. 扱うデータ・資料と保管期間の原則；



4. 個人情報と研究データの取り扱いフローチャート；
別紙参照。

立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理
個人情報と研究データの取り扱いフローチャート



※学会や論文掲載誌にて、各研究資料の保管期間の定めがある場合は別途それに従う。

Adobe Acrobat インストール済み PC を用いた Word ファイルの PDF 変換方法

【概要】

Adobe Acrobat がインストールされているパソコンであれば、Word のファイルメニューの印刷から、通常のプリンターで紙に印刷するのと同じ要領で PDF ファイルを作成することが可能です。本レジュメでは、上記の作業手順と注意点などを解説します。

※注意：Adobe Acrobat は Adobe 社が販売する有料ソフトウェアです。Adobe Reader とは異なります。図書館のパソコンなど、学内に整備されている共有のパソコンにはあらかじめ Adobe Acrobat インストールされています。

【手順説明】

1. ワードで PDF に変換するファイルを開きます。

2. ファイル／印刷を選択します。

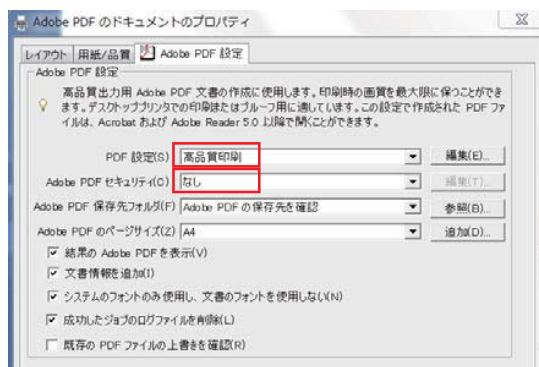
3. 印刷に使用するプリンターとして「Adobe PDF」を選択し、「プリンターのプロパティ」をクリックします。



4. 「Adobe PDF 設定」のタブをクリック

5. 「PDF 設定」を「高品質印刷」に設定。

6. 「Adobe PDF セキュリティ」は「なし」で「OK」をクリック。



7. 印刷ボタンをクリック。ファイルの出力先とファイル名を入力して完了。

8. レイアウト崩れ等ないかチェックしてください。

【補足】

■ファイルの容量が 50Mb を超える場合、下記のいずれかの方法で対処してください。

- 1) 手順 5 の「PDF 設定」を「標準」にして出力する。
添付画像などの画質は落ちますが、ファイルサイズは小さくなります。「PDF 設定」のプルダウンメニューの右側の「編集」→「画像」タブで、より詳細な設定を行うことも可能です。
- 2) 1 ファイルを 50MB 以下にして複数ファイルとして提出する。
前後半、章ごとなどで区切って出力してください。印刷の設定の「ページ」の欄に入力して印刷ページ範囲を指定することが可能です。

■フォントの埋め込みについて

基本的にはプリセットの印刷設定を使用する限り、すべてのフォントは埋め込まれます。念のため、手順 5 の「PDF 設定」のプルダウンメニューの右側の「編集」→「フォント」タブの「すべてのフォントを埋め込む」にチェックが入っていることを確認してください。

■フォントの埋め込みがうまくいかない場合

別の PDF 方法を試してください。「名前を付けて保存」から「ファイルの種類」で PDF を選択します。「オプション」の設定で「フォントの埋め込みが不可能な場合はテキストをビットマップに変換する」にチェックを入れて保存してみてください。

立命館大学リポジトリへ登録する PDF の作成について

本学リポジトリへ登録する PDF についての注意事項と作成時の推奨値です。注意事項を良くお読みの上、PDF ファイルを作成ください。

<注意事項>

1. PDF 作成ソフトと変換後の確認について

PDF に変換する際、レイアウトが崩れてしまったり、図表が表示されない等の不具合が発生することがあります。特に、Adobe 社以外の PDF の作成ソフトを使用する場合にはご注意ください。PDF 変換後には必ず次の点を確認ください。

- (1) レイアウトが崩れていないかどうか
- (2) 埋め込まれた図表や写真が表示されているかどうか
- (3) 文字の欠落が無いかどうか

2. PDF のバージョンについて

PDF の最新バージョンが発表されて間もない場合、PDF を閲覧する利用者は必ずしも最新のビューワーで閲覧するとは限りません。最新バージョンの Adobe Acrobat 等で作成した場合には低いバージョン互換で保存した方が無難です。

3. フォントの埋め込み

特別なフォントを利用している場合にフォントを埋め込まずに PDF を作成すると文字が欠落する原因となります。PDF 作成時にはすべてのフォントを埋め込む設定としてください。

4. セキュリティの設定

PDF のセキュリティ設定は行わないでください。図書館にてまとめて設定を行い、本学リポジトリでの公表時に「文章の変更を許可しない、テキスト、画像、およびその他の内容のコピーを許可しない、印刷は許可する。」とします。

5. ファイルの容量

写真や図表を多用した論文ではファイルの容量が非常に大きくなる場合があります。その際は、PDF の作成設定の「ファイルサイズを縮小」する処理を行ってください。それでもファイル容量が 50MB 以上になる場合は、1 ファイルを 50MB 以下にして複数ファイルとして作成ください。

<推奨値>

作成ソフト : Adobe Acrobat

PDF のバージョン : Acrobat 5.0 (PDF 1.4) 互換 または PDF/A-1

フォントの埋め込み : すべてのフォントを埋め込む

セキュリティの設定 : 登録時にはセキュリティの設定を行わないでください。公開時に「印刷のみ可、それ以外は全て許可しない」となります。

ファイルの容量 : 1 ファイル当たり 50MB 以下 (複数ファイル可) *

*)アップロードウェブページ利用の場合は 20MB 以下

参考資料

＜学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）最終改正：平成 25 年 3 月 11 日文部科学省令第 5 号、抜粋＞

第九条	博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
2	前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3	<u>博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。</u>

＜立命館大学学位規程（抜粋）＞

第 6 章	博士論文の公表
	(博士論文要旨等の公表)
第 34 条	大学は、博士学位を授与した日から 3 月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
	(博士論文の公表)
第 35 条	<u>博士学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。</u>
2	前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
3	前 2 項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

以上

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第一項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

文部科学大臣 下村 博文

学位規則の一部を改正する省令

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「公表」を「インターネットの利用により公表」に改める。

第九条第一項中「当該学位」を「当該博士の学位」に、「その論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」に、「印刷公表」を「公表」に改め、同条第二項中「当該論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文」に、「印刷公表」を「公表」に、「この場合」を「この場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立

行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

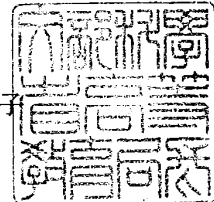
2 この省令による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第八条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規則第九条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

24文科高第937号
平成25年3月11日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
独立行政法人大学評価・学位授与機構長

文部科学省高等教育局長
板 東 久 美 子



(印影印刷)

学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添1のとおり、学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用により公表するものとするとともに、博士の学位を授与した大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとするため、関係規定の整備を行うものです。あわせて、博士の学位授与に関する報告等についてもインターネットの利用によることとします。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部改正

1 改正の概要

（1）論文要旨の公表

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学等」という。）は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（第8条関係）

(2) 博士論文の公表

- ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（第9条第1項関係）
- ② 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。（第9条第2項関係）
- ③ 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。（第9条第3項関係）

2 留意事項

(1) 公表に係る考え方について

博士論文等の公表に係る制度は、大学における教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されているものであり、公表の方法を、従来、印刷公表、すなわち単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載するものとしていたところ、情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、その方法をインターネットの利用により行うものとする。

なお、ここにいう公表とは、将来にわたり広く公表された状態を保持することをいい、その方法については第一の2の(2)の通りとすること。

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9項に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ*（共同リポジトリ及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスにより構築されたりポジトリを含む。以下同じ。）による公表を原則とされたいこと。

機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含め知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。

なお、機関リポジトリの構築については、別添2を参照すること。

* 大学及び研究機関等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

(3) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる「やむを得ない事由がある場合」とは、客観

的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

(4) 学位規程等の整備について

各大学等は、この学位規則の改正に伴い、学位規程等学内諸規程の整備を行った場合においては、速やかに文部科学大臣に報告又は届出をすること。

(5) 改正内容の周知について

各大学等は、博士課程の学生及び博士課程に進学を希望する学生に対し、改正後の学位規則の内容について周知を図ること。

3 施行について

(1) 平成25年4月1日から施行するものとする。

(2) 改正後の学位規則第8条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。

(3) 改正後の学位規則第9条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

4 その他

平成25年4月1日をもって、「博士の学位授与に関する報告等について」（昭和50年3月18日付け文大大第150号文部省大学局長通知）は、廃止するものとする。

第2 博士の学位授与に関する報告等について

1 博士の学位授与に関する報告等について

平成25年4月1日以降に授与した博士の学位に係る学位授与報告書の学位規則第12条の規定による提出、及び同日以降に定める又は改正する学位規程の学

位規則 13 条の規定による報告については、電子メールの利用により提出又は報告するものとする。

なお、電子メールの利用については、別添 2 を参照すること。

2 博士論文の国立国会図書館への送付等について

各大学等は、国立国会図書館からの依頼（別添 3）に沿って、国立国会図書館への博士論文の送付等を行うものとする。

なお、不明な点に係る照会については、別添 2 を参照すること。

(本件担当)

高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111(3312)

第3章 出版権

第79条（出版権の設定）

[第21条](#)に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。)は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

第80条（出版権の内容）

出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があった日から3年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物(その著作者の著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製することができる。

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

第81条（出版の義務）

出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

1. 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務
2. 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

第 82 条 (著作物の修正増減)

著作者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

2 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない。

第 83 条 (出版権の存続期間)

出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版があった日から 3 年を経過した日において消滅する。

第 84 条 (出版権の消滅の請求)

出版権者が[第 81 条](#)第 1 号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が[第 81 条](#)第 2 号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

第 86 条 (出版権の制限)

[第 30 条](#)第 1 項、[第 31 条](#)、[第 32 条](#)、[第 33 条](#)第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、[第 34 条](#)第 1 項、[第 35 条](#)、[第 36 条](#)第 1 項、[第 37 条](#)第 1 項、[第 39 条](#)第 1 項、[第 40 条](#)第 1 項及び第 2 項、[第 41 条](#)、[第 42 条](#)、[第 46 条](#)並びに[第 47 条](#)の規定は、出版権の目的となっている著作物の複製について準用する。この場合において、[第 35 条](#)及び[第 42 条](#)中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する[第 30 条](#)第 1 項、[第 31 条](#)第 1 号、[第 35 条](#)、[第 41 条](#)又は[第 42 条](#)に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受け

て作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者は、[第 80 条](#)第 1 項の複製を行なったものとみなす。

第 87 条 (出版権の譲渡等)

出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

第 88 条 (出版権の登録)

次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

1. 出版権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)、変更若しくは消滅(混同又は複製権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限
2. 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

2 [第 78 条](#) (第 2 項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 3 項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

[はしがき](#) [目次](#) [第 1 章](#) [第 2 章](#) [第 3 章](#) [第 4 章](#) [第 5 章](#) [第 6 章](#) [第 7 章](#) [第 8 章](#) [附則](#)